

特定非営利活動法人 定款例

特定非営利活動法人 コトつなぎ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 コトつなぎという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山県高岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域に暮らす人々に対して、地域に暮らす人と人をつなぎ、安心して生活しながら学び、働くことができる環境を整えることに関する事業を行い、心豊かな持続可能な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農村漁村または中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動
- (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 多様な働き手のスキルアップ形成を図る連携事業
- (2) 地域における暮らしや働き方に関する課題の調査研究及び情報提供事業
- (3) 企業・団体に対する業務連携相談・支援事業
- (4) 企業・団体との連携による人材交流・コミュニティ形成事業
- (5) 地域に暮らす人々が安心して学び・働ける居場所づくり事業
- (6) 暮らしの見直しやエシカル消費の普及啓発事業
- (7) 関係人口創出事業
- (8) 活動内容を広く知らしめ、啓蒙するための情報発信・メディア・イベント事業

- (9) 地域の活性化に資する事業
- (10) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 複業会員 この法人の目的に賛同しスタッフとして参画するために入会した個人及び団体
- (4) 学生会員 この法人の目的に賛同しスタッフとして参画するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。
この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。
(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとするただし、再任を妨げない

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。
この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 5 日以内に臨時

総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をし

ようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の【3】分の【2】以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で決議したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	新垣 幸代
副理事長	小西 めぐみ
理事	川森 知穂
理事	延野 あゆみ
理事	細池 沙奈
監事	岡本 尚美

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）様式例)

役員名簿

特定非営利活動法人コトつなぎ

記

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	新垣幸代		無
副理事	小西めぐみ		無
理事	川森知穂		無
理事	延野あゆみ		無
理事	細池沙奈		無
監事	岡本尚美		無

備考

- 1 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」の欄には、条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

(特定非営利活動法人を設立するに至った動機や目的、法人が行う事業、その必要性などをわかりやすく記載)

「地域に暮らす私たちが、安心して暮らす力を育む」ことを理念とします。
地域の中で人と人、企業や団体が緩やかにつながること、小さな経済の循環が生まれ、安心して暮らしやすい地域を築いていきます。

近年、地域に暮らす人々は「働き方」と「暮らし方」を両立することに大きな課題を抱えています。

また、人口減少や地域経済の停滞、地域との希薄な関係により、これまでの働き方だけでは暮らしの安定を得ることが難しくなっています。そこで、私たちは「地域で豊かに暮らす力を育む」ことを軸に、学び直しや複業、地域企業との業務連携、親子のための移動式コワーキング運営を通じて、安心できる収入の多様な源をつくり、顔と顔が見え人と人がつながる場を提供してきました。

これらの取り組みは、地域に暮らす一人一人の自身への期待につながり、自己肯定感を育みます。また自分らしい働き方を実現する助けとなり、地域企業にとっては持続的な人材活用や地域との信頼関係構築につながります。そして地域社会にとっては、互いに支え合い、優しい経済の循環を育み毎日を心豊かに暮らす心地の良い地域の循環となります。

今後もこれらの活動を継続し、さらに広げていくため、私たちはNPO法人を設立し、組織としての透明性と信頼性を高めるとともに、地域社会に根差した持続可能な取り組みを推進していきたいと考えています。

2 申請に至るまでの経過

(申請に至るまでいつ、どのようなことを行ったかなどを記載)

2025 年 9 月 1 日 第 1 回設立準備会

2025 年 10 月 6 日 第 2 回設立準備会

2025 年 10 月 11 日 設立総会

2025 年 10 月 11 日

特定非営利活動法人 コトつなぎ。
設立代表者 氏名新垣 幸代

(設立当初の事業年度の事業計画書 様式例)

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人コトつなぎ

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの設立準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施 予定日時 (B) 当該事業の実施 予定場所 (C) 従事者の予定人 数	(D) 受益対象者 の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
① 多様な働き手のスキルアップ形成を図る連携事業	・企業・団体との意見交換会を実施 ・企業や団体との協働による業務連携を試験的に運用。	(A) 通年 (B) 高岡、南砺市内の企業、お店、団体、市民 (C) 2人	(D) 高岡、南砺市内企業、団体、個人 (E) 3社程度 個人3名程度	30,000
② 地域における暮らしや働き方に関する課題の調査研究及び情報提供事業	・交流会などを通して、地域住民や子育て世代を対象としたアンケート調査・ヒアリングの実施、報告書の作成・公表	(A) 年1回 (B) 高岡、南砺市内公共施設 (C) 3人	(D) 地域住民、子育て世代、複業希望者 (E) 5名程度	20,000
③ 企業・団体に対する業務連携相談・支援事業	今年度は実施なし			
④ 企業・団体との連携による人材交流・コミュニティ形成事業	今年度は実施なし			
⑤ 地域に暮らす人々が安心して学び・働ける居場所づくり事業	・親子で安心して利用できる移動式子どもの学習支援や放課後サポートを子どもの徒歩圏内にて実施。	(A) 3月 (B) 高岡、南砺市 (C) 2人	(D) 高岡、南砺市内企業、団体、親子 (E) 4組	15,000
⑥ 暮らしの見直しやエシカル消費の普及啓発事業	今年度は実施なし			

⑦ 関係人口創出事業	今年度は実施なし			
⑧ 活動内容を広く知らしめ、啓蒙するための情報発信・メディア・イベント事業	今年度は実施なし			
⑨ 地域の活性化に資する事業	・地域企業やお店と連携した地域住民との繋がりを促進するワークショップ事業	(A) 年 2 回 (B) 高岡、南砺市内公共施設、企業スペース (C) 3 人	(D) 地域住民、学生、子育て世代、企業関係者 (E) 5 名	20,000

備考

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 2の「定款の事業名」の欄には、定款第5条に規定する事業名を記載する。
- 3 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 4 2の「支出見込額」の欄には、活動予算書に記載する事業費との整合性を図るものとする。
- 5 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めていない場合は、2の(2)の表は不要とする。

(設立翌事業年度の事業計画書 様式例)

設立翌事業年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人コトつなぎ

1 事業実施の方針

- ・ 設立翌事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施 予定日時 (B) 当該事業の実施 予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
① 多様な働き手のスキルアップ形成を図る連携事業	・企業・団体との意見交換会を実施	(A) 通年 (B) 高岡、南砺市内の企業、お店、団体、市民 (C) 2人	(D) 高岡、南砺市内企業、団体、個人 (E) 6社程度 個人10名程度	0
② 地域における暮らしや働き方に関する課題の調査研究及び情報提供事業	・交流会などを通して、地域住民や子育て世代を対象としたアンケート調査・ヒアリングの実施、報告書の作成・公表	(A) 年1回 (B) 高岡、南砺市内公共施設 (C) 3人	(D) 地域住民、子育て世代、複業希望者 (E) 30名	20,000
③ 企業・団体に対する業務連携相談・支援事業	・企業や団体との協働による連携業務を運用。	(A) 通年 (B) 高岡、南砺市内の企業、お店、団体、市民 (C) 2人	(D) 高岡、南砺市内企業、団体、個人 (E) 6社程度 個人10名程度	100,000
④ 企業・団体との連携による人材交流・コミュニティ形成事業	・地域企業やお店と連携した地域住民との繋がりを促進するワークショップ事業	(A) 年2回 (B) 高岡、南砺市内公共施設、企業スペース (C) 3人	(D) 地域住民、学生、子育て世代、企業関係者 (E) 5名	40,000
⑤ 地域に暮らす人々が安心して学び・働ける居	・親子で安心して利用できる移動式子どもの学習支援や放課後サポートを子どもの徒歩圏内にて実施。	(A) 年3回(4, 8, 12月) (B) 高岡、南砺市 (C) 2人	(D) 高岡、南砺市内企業、団体、親子 (E) 4組	30,000

場所づくり事業				
⑥暮らしの見直しやエコ消費の普及啓発事業	・使い捨てを減らす生活術、掃除道具、日用品の紹介 ・EC サイト、SNS 運用 ・SNS を活用したエコ消費の普及啓発	(A) 年 2 回 (B) 高岡、南砺市内公共施設, EC サイト (C) 3 人	(D) 地域住民 (E) 不特定多数	20,000
⑦関係人口創出事業	・地域住民や子育て世代を対象とした暮らし・働き方に関するセミナー	(A) 通年 (B) 高岡、南砺市内の企業、お店、団体、市民 (C) 2 人	(D) 高岡、南砺市内企業、団体、個人 (E) 3 社程度 個人 3 名程度	30,000
⑧活動内容を広く知らせ、啓蒙するための情報発信・メディア・イベント事業	・法人活動や暮らし、働き方に関する発信 ・活動報告誌（年 1 回発行）	(A) 通年 (B) 高岡、南砺市内の企業、お店、団体、市民 (C) 2 人	(D) 高岡、南砺市内企業、団体、個人 (E) 不特定多数	30,000
⑨地域の活性化に資する事業	・地域企業やお店と連携した地域住民との繋がりを促進するワークショップ事業	(A) 年 2 回 (B) 高岡、南砺市内公共施設、企業スペース (C) 3 人	(D) 地域住民、学生、子育て世代、企業関係者 (E) 5 名	40,000
⑩その他第3条の目的を達成するために必要な事業	地域の人事部のモデル事業（企業・行政との協働）	(A) 通年 (B) 高岡、南砺市内の企業、お店、団体、市民 (C) 3 人	(D) 高岡、南砺市内企業、団体、個人 (E) 不特定多数	0

(2) その他の事業

備考

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 2の「定款の事業名」の欄には、定款第5条に規定する事業名を記載する。
- 3 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 4 2の「支出見込額」の欄には、活動予算書に記載する事業費との整合性を図るものとする。
- 5 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めていない場合は、2の(2)の表は不要とする。

様式例			
設立当初の事業年度活動予算書 法人成立の日から令和8年3月31日まで			
特定非営利活動法人 コトつなぎ (単位：円)			
科目		金額	
I 経常収益			
1.受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費		0	
2.受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益		0	
3.受取助成金等 受取民間助成金 小規模事業補助金(富山県)	85,000	85,000	
4.事業収益 ・多様な働き手のスキルアップ形成を図る連携事業収益 ・地域に暮らす人々が安心して学び・働ける居場所づくり事業収益	90,000 4,000	90,000 4,000	
5.その他収益 受取利息 雑収益		0	
経常収益計			179,000
II 経常費用			
1.事業費 (1) 人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費 業務委託費	65,000		
	65,000		
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 支払利息	20,000		
その他経費計	20,000		
事業費計		85,000	
2.管理費 (1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費			
	0		
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息 消耗品費 広告宣伝費 光熱費 その他経費計	5,000 10,000 25,000 40,000		
管理費計		40,000	
経常費用計			125,000
当期経常増減額			54,000
III 経常外収益			
1.固定資産売却益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1.過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			54,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			54,000

様式例			
令和8年度 活動予算書			
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで			
特定非営利活動法人コトつなぎ (単位：円)			
科目		金額	
I 経常収益			
1.受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費		0	
2.受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益		0	
3.受取助成金等 受取民間助成金 小規模事業補助金(富山県)	250,000	250,000	
4.事業収益 ・多様な働き手のスキルアップ形成を図る連携事業収益 ・地域における暮らしや働き方に関する課題の調査研究及び情報提供事業収益 ・地域に暮らす人々が安心して学び・働ける居場所づくり事業収益 ・暮らしの見直しやエシカル消費の普及啓発事業収益 ・地域の活性化に資する事業収益	180,000 12,000 9,000 2,500		
5.その他収益 受取利息 雑収益		203,500 0	
経常収益計			453,500
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費 業務委託費 人件費計	 175,000 175,000		
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 支払利息	 35,000 100,000 		
その他経費計	135,000		
事業費計		310,000	
2.管理費			
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息 消耗品費 広告宣伝費 光熱費 その他経費計	 10,000 30,000 100,000 140,000		
管理費計		140,000	
経常費用計			450,000
当期経常増減額			3,500
III 経常外収益			
1.固定資産売却益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			

1.過年度損益修正損			
經常外費用計			0
当期正味財産増減額			3,500
前期繰越正味財産額			54,000
次期繰越正味財産額			57,500